

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置 **法第14条**

(1) 町田市いじめ問題対策委員会の設置

町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「町田市いじめ問題対策委員会」を設置する。年2回程度開催する。

当委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、迅速に対応及び調査をするために、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

当委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（5人以内）をもって構成する。

【委員の選定について】

本基本方針改定後（2022年4月以降）に選出する委員は、職能団体等からの推薦等により、いじめ事案の関係する者と直接の人間関係がある又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

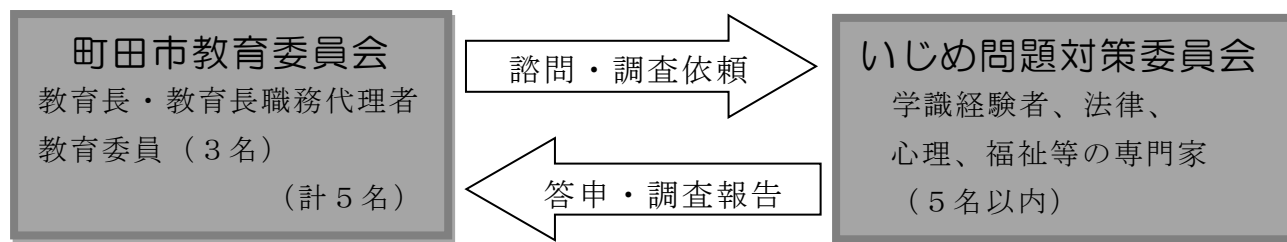
【法第14条に基づく委員会が常設である理由】

第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、迅速に対応及び調査をするため、当委員会が調査することとする。

【当委員会の役割】

- ① いじめの防止等の対策の問題点・改善策、いじめ防止等のための対策の推進等について、専門的な立場から意見を述べる。
- ② いじめによる重大事態発生時には調査を行い、いじめの内容と事実関係について、学校及び教育委員会の対応について、再発防止に向けての学校及び教育委員会への提言など、その結果を教育委員会に報告する。

町田市教育委員会の附属機関「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」



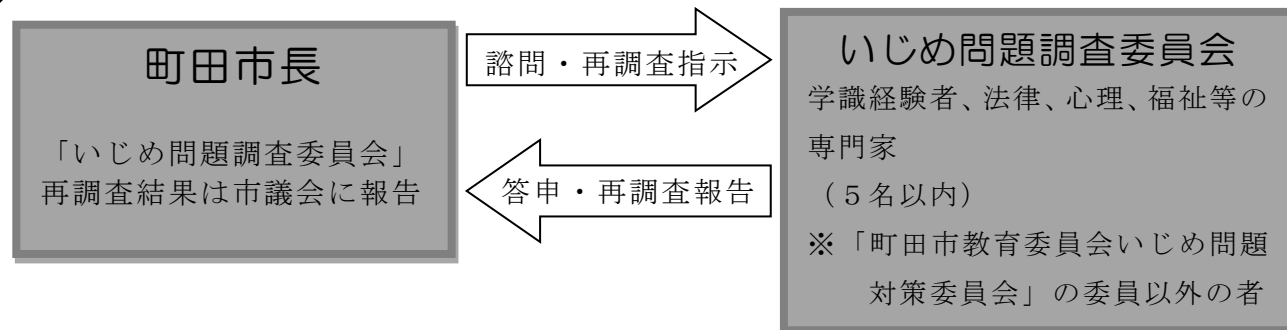
【役割】① いじめの防止等の対策の問題点・改善策、いじめ防止等のための対策の推進等について、専門的な立場から意見を述べる。

② いじめによる重大事態発生時には調査を行い、いじめの内容と事実関係について、学校及び教育委員会の対応について、再発防止に向けての学校及び教育委員会への提言など、その結果を教育委員会に報告する。

【構成】 学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等（５人以内）

【任期】 ２年間

町田市長の附属機関「町田市いじめ問題調査委員会」



【役割】 市長が必要と認めるときに、教育委員会や学校の報告内容を精査し、いじめによる重大事態への対処や再発防止策に必要な措置を講じるための再調査を行い、その結果を市長に報告する。

【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（５人以内）で「いじめ問題対応チーム」の委員以外の者

【任期】 市長が委嘱したときから、調査委員会が再調査を終了したときまで。

2 いじめ全般における取組

(1) いじめを「防ぐ」(未然防止)

- 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の推進、児童・生徒及びその保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- いじめを早期に発見するため、児童・生徒から SOS を引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を別表【未然防止・早期発見のための取組】のとおり進める。

(2) いじめに「気付く」(早期発見)

- 児童・生徒からのいじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する可能性がある事例等について、情報を的確に把握するとともに、早期発見・早期対応など迅速に対応するために、全校で月 1 回の「心のアンケート」を実施する。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じて教職員の資質・能力の向上を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした幅広い人材を活用し、児童・生徒が悩みを相談できる体制の充実や解決に向け調整・支援する取組の推進を図る。

【未然防止・早期発見のための取組】

教員研修 	いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じて教職員の資質・能力の向上を図る。 ・若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修におけるいじめに関する研修 ・生活指導主任会におけるいじめに関する研修など
ふれあい月間 (6月・11月)	各学校が、いじめや不登校等の状況について、教員一人一人が「いじめ防止等の取組状況」チェックリストに取り組むなど、総点検を行い、学校がいじめに関する取組の現状や取組の効果等を把握し、改善につなげる。 教育委員会は、いじめや不登校等に関わる市の取組状況を把握するとともに、課題を明確にし、その充実・改善を図る。
hyper-QU 	hyper-QU を活用して、児童・生徒一人一人の悩みや学級全体の課題に適切な対応を図り、よりよい学

(学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を把握する心理検査)	校生活を送ることができるための集団づくりを進めることによって、学校がいじめ等の未然防止に積極的に取り組めるようにする。小学校第5学年、中学校第2学年で、年間2回実施する。(実施学年については、今後変わる可能性もある。)
教育相談 (教育センター)	市内の児童・生徒の様々な教育上の問題について、本人、保護者、学校・保育園・幼稚園関係者の相談に応じる。 いじめの相談においては、児童・生徒の心のケアを最優先にした対応をしている。相談者の同意の下、学校や指導主事と情報を共有し、いじめの解消にむけた取組に努めている。
スクールソーシャルワーカー (教育センター)	社会福祉の専門的知識・技術を活用して、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけて調整し、様々な関係機関とともに問題の解決を目指す。 いじめに関する相談を受けた場合や、いじめと受け取れる状態を把握した場合は、速やかに当該校の管理職や担任と情報を共有し、連携して対応する。
東京都公立学校 スクールカウンセラー 町田市 スクールカウンセラー	公認心理師や臨床心理士等の資格をもつスクールカウンセラーにより、様々な問題を抱え、心理状態が不安定な児童・生徒の心の内面のケアを図る。 小学校第5学年、中学校第1学年の児童・生徒に、全員面接を実施する。 いじめの情報等をキャッチした場合は、相談者の同意の下、管理職へ報告する。

(3) いじめから「守る」(早期対応)

- 教育委員会は、学校に対して、いじめへの適切かつ迅速な対処等に関し、必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、その状況に応じて、指導主事等の職員や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家等の派遣を行う。また、学校による対処が困難な場合等には、当該学校と共同で事実関係の調査に当たるなど、教育委員会は学校のいじめの解決に向けた取組を支援する。
- 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について必要な調査を行う。
- 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、スクールロイヤーのアドバイスを受けられる体制を整える。

【早期対応のための取組】

いじめ110番 	小・中学校のいじめに関する相談を受け付けている。教育委員会から、学校に対して、いじめの状況を確認し、いじめへの適切かつ迅速な対処等に関し、必要な助言・指導を行う。必要に応じて、指導主事やスクールソーシャルワーカーを当該の学校へ派遣する。
いじめ対応へのサポート	指導主事・スクールソーシャルワーカー・臨床心理士等がいじめ問題に学校とともに取り組み、児童・生徒、保護者への支援を行う。
スクールロイヤー 	いじめ問題に対して、法的観点から学校に助言を行い、いじめ問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（４）学校評価、学校運営改善の実施

① 学校評価、教員による取組評価について

ア 学校評価について

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たって、いじめ事案の有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童・生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に向けた取組を進めるものとする。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることとし、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

○ 町田市教育委員会としては、共通の評価項目 として18項目設定しており、その中の項目に「学校は、いじめ防止や体罰防止に取り組み、子どもの人権を大切にしている。」を設定している。市全体の傾向を把握し、各学校に状況や対応について周知する。各学校は、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止に関する取組の改善に生かす。

イ 教員による取組評価について

教員が個々のいじめ防止等に向けた取組状況を積極的に振り返ることが重要である。

日常の児童・生徒理解、未然防止や早期発見に関する取組、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかという視点で教員一人一人がいじめに関する取組について確認を行う。各学校はいじめ防止等の取組の課題について把握し改善するよう努める。教育委員会は、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

- 6月と11月を「ふれあい（いじめ防止強化）月間」とし、教員一人一人が「いじめ防止等の取組状況」チェックリストに取り組み、自校のいじめ防止等の取組の課題や改善に向けた方策について、全教職員で共有し、いじめ防止に関する取組の改善に生かす。

② 学校運営改善の支援

①の結果を基に、市全体の状況を分析し、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために必要な体制整備を図っていく。

3 インターネットを通じて行われるいじめへの取組

（1）インターネット上のいじめを「防ぐ」（未然防止）

- 児童・生徒及び保護者に対して、「タブレット端末を使う時の約束」（町田市教育委員会）を配布し、タブレット端末使用時の注意事項や危険性について周知する。
- 情報モラルの指導について、発達段階に応じて身に付ける力を示し、教員が系統的に指導できるようにする。
- 児童・生徒に貸与しているタブレット端末については、SNS等の学習に関係のないウェブサイトへのアクセス制限をするなどの技術的対策を行う。

（2）インターネット上のいじめに「気付く」（早期発見）

- 早期発見・早期対応など迅速に対応するために、全校で月1回の「心のアンケート」を実施する。

（3）インターネット上のいじめから「守る」（早期対応）

- 児童・生徒に貸与しているタブレット端末の一人一人の使用状況については、ログを取得し管理している。
- 警察等の関係行政機関とスマートフォンやパソコンの履歴確認の照会方法や学校の対応、必要な指導等についての連携を図る。

IV

重大事態への対処

1 重大事態の意味 **法第28条**

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「いじめにより」とは、各号に規定する児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。市、教育委員会及び当該児童・生徒が在籍する学校は、当該重大事態に係るいじめを受けた児童・生徒の生命、心身又は財産の保護を最も優先して対処しなければならない。

併せて、重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係るいじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならないことにも留意し、市対処方針等を踏まえ丁寧に対応するものとする。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定） 第2 - 4

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

②の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定） 第2 - 4

①・②に当てはまらない場合でも、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査

をしないまま、いじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の判断（5 ページ 図④ 参照）

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校からの第一報をもとに学校と教育委員会が協議し、客観的・多面的に判断し、速やかに対処方針を共有する。

3 重大事態の報告 **法第30条**

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

4 重大事態の調査の主体と調査組織 **法第28条**

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者（教育委員会）が主体となっていく場合と学校が主体となっていく場合が考えられ、いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

学校が主体となっていく調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときは、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員会（教育委員会の附属機関）によって調査を行う。

児童・生徒が自死した際には、学校がいじめが原因ではないと捉えている場合でも、いじめを想定して、まず学校において調査を実施する。

（1）学校主体の調査 **法第23条**

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕

各学校に設置の「学校いじめ対応チーム」を母体として、学校の職員以外の委員（心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等や、学校評議員、PTA役員、学校医等）を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置する。児童・生徒への聞き取りや教職員への聞き取り等を通して調査を行う。

〔対応の流れ〕

ア 被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明など

- 調査の目的・目標
- 調査主体（組織の構成員、人選）
- 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- 調査事項（いじめの事実関係、学校の対応等）
- 調査対象（聞き取り等をする児童・生徒、教職員の範囲）
- 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
- 調査結果の提供（被害者側、加害者側に提供等）

「いじめがなかった」
などと断定的に説明し
ないこと。

イ 調査の実施

- ① 文書情報の整理（心のアンケート、教員の記録等）
- ② アンケート調査
- ③ 聞き取り調査
- ④ 情報の整理 ※
- ⑤ 再発防止等の検討
- ⑥ 報告書のとりまとめ

被害児童・生徒やいじめに関する
情報を提供してくれた児童・生徒
を守ることを最優先とする。

（概要、対応経過及び内容、関係者から聞き取った内容（関係児童、教員）、学校の所見、再発防止のための取組等）

※④は、①～③を時系列にまとめるなど整理し、情報の分析・評価を行う。

ウ 調査実施に当たっての留意事項

- 調査対象者、保護者等に対する説明

アンケートについては、学校等によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること、及び結果を被害児童・生徒、保護者に提供する場合があることを、予め調査対象者である他の児童・生徒及びその保護者に説明した上で行う。

- 児童・生徒に対する調査

アンケート調査等によりいじめの事実関係を把握する際、被害児童・生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童・生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。

- 記録の保存

調査により把握した情報の記録は、町田市の文書管理規定等に基づき適切に保存する。

- 被害児童・生徒、保護者に対して、調査の進捗等の経過報告を行う。

- 学校いじめ防止基本方針等に基づく対応が適切に行われていたかなどの分析を行う。

エ 調査結果の説明・報告

調査に係る情報提供や調査結果の説明等を行う。

- 被害児童・生徒及び保護者に対する調査に係る情報提供及び調査結果の説明
- 教育委員会、市長等に対する調査結果の報告
- 加害児童・生徒及び保護者等に対する調査結果の情報提供

いじめ防止対策推進法

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(2) 教育委員会主体の調査 **法第28条**

〔対象事案〕

- 自死が疑われる場合や、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童・

生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合には、教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

条例によりあらかじめ設置される町田市教育委員会いじめ問題対策委員会（教育委員会の附属機関）を調査組織とする。（町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例 第3条）

いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校主体の調査

・「学校いじめ対応チーム」を調査組織とする。



報告

教育委員会主体の調査

・「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」を調査組織とする。

・学校から報告を受け、上記「4（2）」の対象事案に該当する場合に調査を実施する。

5 実施する調査の内容 **いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第5**

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因

となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」の「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針等」を参考に、説明事項の6項目の内容を踏まえて説明し、適切に調査を進める。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会及び学校は、事実については調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

また、調査や再発防止に当たっては、いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）に示されているように、特に次の事項に留意しながら、いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント（別添2）」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

（１）いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童・生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童・生徒や情報を提供してくれた児童・生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童・生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童・生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

（２）いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童・生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

6 調査実施中の経過報告について

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第6

学校の設置者（教育委員会）及び学校は、被害児童・生徒、保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗等の経過報告を行う。

7 その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会及び学校は、義務教育段階の児童・生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童・生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童・生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

8 その他の対応について

（1）他の保護者・PTAの協力体制

加害の児童・生徒が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の児童・生徒が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、学校は教育委員会と連携の下に、緊急保護者会を開催し、個人情報に留意した上で、事実経過や学校の対応などの現状について説明する。

（2）マスコミ等の対応について

学校は、マスコミ等からの問い合わせに関しての対応について管理職に一本化する。学校が対応した問い合わせの内容等については、速やかに教育委員会に報告する。

（3）一般市民の対応について

個人情報保護の観点から、個人名を出すことや個人が特定されるような情報は出さないように注意する。また、学校付近でのビラの配布やインターネットやSNSなど、児童・生徒の安全確保を最優先とし、危害が加わる恐れがある場

合は、警察等の関係機関に協力を依頼する。

9 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供及び説明

法第28条 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第7

学校又は教育委員会は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。ただし、個人情報の保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び助言を行う。

(2) いじめを行った児童・生徒及びその保護者への情報提供

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第7

学校又は教育委員会は、いじめを行った児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。

説明に際しては、学校又は教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(3) 調査結果の報告

調査結果については、諮問を受けた町田市いじめ問題対策委員会は、教育委員会に答申する。その後、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることができる。

10 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

法第30条 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第10

(1) 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態（生命に関わる重大な被害等）の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査

の結果について、町田市いじめ問題調査委員会（市長の附属機関）により再調査を行うことができる。

この場合において、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者（教育委員会）又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、市長は、再調査の実施について検討するとされていることから、このことを踏まえ、再調査の実施の可否について判断するものとする。

- 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

（２）再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により町田市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

（３）再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第３０条第３項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。